

報道機関各位

社会福祉課 臨時特別給付金担当

タイトル 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給について

下記のとおり報告いたしますのでよろしくお願いいたします。

行事・事業名	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給について
日時	
場所・住所	
趣旨・目的（PRしたいこと）	<p>電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に対し、緊急支援給付金を支給します。</p> <p>事業概要は、別紙のとおりです。</p>
問い合わせ先	部課係名：健康福祉部社会福祉課 臨時特別給付金担当 担当者名：山内、松岡 電話：0791-43-6982（内線 2295） FAX：0791-45-3396

○添付資料  有  無 ○ホームページ掲載  有  無 ○議会への報告  有  無

# 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事業概要

## 1 趣旨

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税均等割が非課税である世帯等に対して、緊急支援給付金を支給します。

## 2 内容

### (1) 支給対象者

① 令和4年9月30日（基準日）時点で赤穂市に住民登録があり、かつ、同一世帯全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯の世帯主。

生活保護受給世帯も含みます。

② 予期せず令和4年1月から同年12月までの家計が急変し、①と同様の事情にあると認められる世帯の世帯主。

ただし、①②いずれも住民税均等割が課税されている者の扶養親族のみからなる世帯は対象外です。

### (2) 支給額

1世帯当たり5万円（1世帯1回限り。また、①と②の重複受給はできません。）

### (3) 申請方法

①住民税非課税世帯 対象となる世帯には、赤穂市から確認書をお送りします。確認書に必要事項を記載のうえ、同封の返信用封筒で市へ返送してください。

②家計急変世帯 申請時点で住民登録のある市区町村へ申請が必要となります。

### (4) 申請時期等

住民税非課税世帯あての確認書は、令和4年11月中旬から発送開始予定。

家計急変世帯については、令和4年11月中旬から郵送または臨時特別給付金担当窓口にて、申請受付を開始予定。申請書配布時期、申請書配布方法は、決定次第、随時ホームページ等にてお知らせします。

申請期限は①②いずれも、令和5年1月31日。

### (5) 給付時期

確認書、申請書を受付後、審査を終えてから約1か月後に振り込みの予定。